

刑 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は2枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

次の事例におけるX・Yの罪責を論じなさい。

Xは、プリペイドカード（以下、単に「カード」という。）をただで入手してそれを換金しようと企て、普段から面倒をみてやっている弟分のYにこの計画を打ち明け、カードを取り扱っている適当な店を探すことと、そこまで行き来するため自動車の運転手役をすることを依頼した。Yは、そのようなことに関わるのは気が進まなかったが、これまでXに何かと世話になっており、今後も面倒をみてもらおうという気持ちがあつて断りきれず、他方、自分は犯行そのものを行うのではないからよいだろうとも思い、これを承諾した。

Yは、どうせやるなら首尾よく実行できるようにしようと考え、自分の顔が知られていない隣の市で警戒の甘そうな店を探索し、A商店を見つけてXに伝えた。これを聞いたXは、早速、A商店に赴く日時を決め、Yに対して、Xが店に入っている間、Yは店の前に停めた車の中で、いつでも発進できるように待機することを指示した。Yは、これを了承した。

犯行当日、Yは、Xの自宅まで自己所有の自動車を運転してXを迎えに行き、Xを乗せてA商店に赴いた。Xは、店の近くに停車した自動車の中にYを待たせてA商店に入り、対価を支払わずにカードを手に入れるつもりで、店番をしていたA商店の店員Bに対し、1枚1000円のカード100枚を購入する旨、嘘の注文をした。Bは、店の奥の保管庫からカードを数えて取り出し、「枚数を確認してください。」と言ってカードを販売ケースの上に差し出した。Xは、そのカードを手にとって枚数を数えるふりをし、さらに、Bに対し「今、若い者が外で待っているから、これを渡してくる。お金を今払うけれども、先に渡してくる。」と嘘をついた。Bは、Xが言ったとおりにするものと信じて、Xがカードを持ったまま店外に出ることをとがめなかった。Xは、店外に出ると、そのままカードを持ってYの待つ自動車に乗り込み、Yに運転させて自宅に帰った。

Yは、このような働きに対する報酬としてXから現金1万円を受け取った。

第2問

設例を読んで、設問に答えなさい。

Xは、昼間、甲市内の市街地で乗用車を運転中に、赤信号をことさらに無視して交差点に進入し、重大な交通の危険を生じさせる速度である時速 50km の速度で運転したことにより、自動二輪車を運転してX車の前方道路に出てきたVに自車前部を衝突させ、そのためVに脳挫傷などの傷害を負わせたという、危険運転致傷の被疑事実について、逮捕状により適法に逮捕された。

検察官Pは、司法警察員からXの送致を受けた。その直後、病院から連絡があり、この事故が原因でVが死亡したことが判明した。①

Xが勾留された後、裁判官は弁護士LをXの弁護人として選任した。Lが事実を調査すると、おおよそ次のようなことが分かった。事故当時、Xは、片側1車線の県道を北に向かって走行していた。Xが交差点で赤信号を無視して直進したこと、またX車の速度は、その道路の指定された制限速度時速 40km より速い時速 50km 程度であったことは、事実である。Vの自動二輪車は、その交差点からさらに10メートルほど北の、西側の狭い路地から、X車の前方の県道左車線に出て来た。V車が県道に出てきた場所は、信号機がなく見通しの悪い交差点で、Vの進行道路に一時停止の標識があった。Vはその標識を無視して、県道の状況を確認めないまま、時速約 30km の速度で県道へ右折しようとして出てきた。Xは前方を注視しており、V車を発見して即座に急ブレーキをかけたものの、間に合わずに衝突してしまった。②

検察官Pは、捜査を遂げた結果、Xを不起訴とした。その不起訴処分に対して、Vの父親は、検察審査会に審査を申し立てた。この事件についての審査会議で、審査員のなかの3人は、それぞれ次のような意見を述べた。③

審査員A「検察官の判断をふつうの人の感覚で見直すのが、検察審査会の役割だと思う。だから、刑法の厳密な解釈で犯罪が成立するかどうかよりも、常識的に考えて行為者を罰するべきかどうかという基準で、私たちは判断するべきだ。」

審査員B「刑法に触れる行為がなければ、起訴できないのは当然だ。ただ、検察官が犯罪の立証に自信が持たなくて、慎重を期して不起訴にした場合でも、公開の法廷で双方が証拠を出し合った上で、裁判所に有罪か無罪かを決めてもらう方がよいから起訴すべきだという判断は、私たちがしてよいのだと思う。」

審査員C「起訴されれば、世間はその人は犯人だと見るだろう。それに日本の刑事裁判では、無罪判決はとても少ない。だから、起訴されるだけで、たいへんな不利益になる。それを考えると、法律の専門家である検察官が不起訴と決めた判断は、よほど明白な誤りが見つからない限り、私たちが覆すべきではないと思う。」

小問1) ①の段階で、Pは、危険運転致死の嫌疑を理由に裁判官に対してXの勾留を請求することができるか。

小問2) ②の事情を基に、弁護人Lの立場で、Xの罪責について論じるとすれば、どのような主張をするべきか。(特別法の違反については、論じなくてよい。)

小問3) ③のA、B、Cの意見を論評しなさい。